

太陽光発電の余剰電力量に応じた補助を行います

～太陽光発電支援モデル事業～

市は、市内の住宅用太陽光発電設備で発電し、自宅で使用しなかった余剰電力を売却した場合、余剰電力の発生量に応じた補助を行う制度を4月から開始します。市では、平成14年度から設置に対する補助を行い、太陽光発電設備の普及促進を図ってきましたが、国、東京都も補助を開始したことから、新しい形の補助を行うものです。余剰電力量に応じた補助制度は、滋賀県がモデル事業で行っていますが、市町村では全国初の試みになります。

太陽光パネルを設置した家庭は、発電量のうち使用しなかった分は電力会社に売却できますが、その費用に1kWhあたり15円を市で上乗せするものです。太陽光発電設備の規模、電力の使用状況により異なりますが、発電能力3kWの太陽光発電パネルを設置し、発電量の6割を売却した場合は、年間で約2万6000円の補助になります。

発電能力3kWの太陽光パネルを設置する場合、初期費用が約200万円で、その費用を回収するには30年以上かかる計算になりますが、設置に対する補助（国：21万円、都：30万円、市：9万円、合計60万円）とあわせると約22年に短縮できる計算です。

この制度は、家庭で節電すればその分補助額も増えることから、家庭での省エネにもつながると考えています。

また、この事業では対象家庭に、省エネの取組みや発電状況、太陽光発電に対する意見等を「おひさま発電所レポート（仮称）」として報告いただき、その結果をもとに、事業者、市民などからなる「太陽エネルギー普及施策検討委員会（仮称）」で効果を検証し、一層の導入促進施策の検討を行っていきます。

記

- 1 期 間 平成21年度から24年度（4年間）※京都議定書の約束期間
- 2 補助単価 15円/kWh
- 3 補助予定件数 250件（既設200件、新設50件）
- 4 予算額 5000千円

■ 問い合わせ 環境生活部環境政策課 電話 0422-60-1841